

平成13年(ワ)第 号 保証債務請求事件

直送済

原告 甲 山 一 郎

被告 乙 川 次 郎

答 弁 書

平成13年 月 日

地方裁判所民事第 部 係 御中

〒 - 東京都 区 丁目 番 号

乙島法律事務所(送達場所)

被告訴訟代理人弁護士 乙 島 三 郎 印

電 話 03 - -

F A X 03 - -

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

第2 請求の原因に対する認否

- 1 請求原因1及び3の事実は不知。ただし、積極的に争う趣旨ではない。
- 2 請求原因2の事実は認める。ただし、被告は、後記のとおり、一部弁済の抗弁を主張する。
- 3・ア 請求原因4・の事実は否認する。

イ 明子が被告の実印及び印鑑登録証明書を所持するに至った理由(否認の

理由)

- ・ 平成9年春ころ、被告は、母親である明子から、「田舎の叔父(春日)に400万円の借金を申し込んだところ、『これ以上金を貸すには連帯保証人が必要である。』と言われたので一緒に行ってほしい。実印と印鑑登録証明書を持ってきてほしい。」との依頼を受けたので、実印と印鑑登録証明書を持参して明子と共に春日方を訪問したことがあった。

しかし、春日は、「右から左にでる金ではないので、2、3日考えさせてほしい。」と言うので、被告は、実印等を春日に預けて辞去した。

- ・ 2、3日して、春日から被告に、「以前に貸した金を返さない限り金は貸せない。預かり中の印鑑や印鑑登録証明書を返す。」と言ってきた。
- ・ その後、明子から被告に、「用事があって春日宅に行くから、私が印鑑などを受け取ってくる。」との連絡があり、被告は、これを承諾した。
- ・ 上記実印は、同年7月中旬ころになって、明子から被告に返還されたが、印鑑登録証明書は返還されなかった。被告が印鑑登録証明書について明子に問いただすと、印鑑登録証明書は、春日宅に預けてきたと説明した。しかし、明子は、これを使って、甲1を作成したのである。
- ・ 以上のとおりであり、被告は、原告からの本件借入れについて、明子に対し、連帯保証契約締結の代理権を授与したことはない。

(以上、証人春日、証人明子、被告)

- ・ 同・ア及びイの各事実は認める。
- ・ 同・ウの事実は不知。ただし、積極的に争う趣旨ではない。
- ・ 同・エの事実は否認する。

原告は、平成9年7月2日、被告の勤務先に電話をかけてきたと主張するが、被告は、その日は一日中、外回りをしていたのであり、原告が被告に連絡をとることはできなかった。

- 4・ 請求原因5・の事実は、否認する。なお、否認の理由は次に述べるとおり

である。

- ・ 同・の事実のうち，平成9月10月上旬， 司法書士事務所において，原告と話し合いをしたことは認める。

しかし，その際，被告は，連帯保証人になることを承諾したことはない。

原告は，「あなたは連帯保証人になっている。借用証書は法律上有効だから裁判をすれば必ず勝つ。親のことだから息子が責任をとるのが当たり前だ。だから分割でも良いから支払え。」と繰り返した。そのため被告は，その場を逃れるために，「何とか努力してみます。」と述べただけであり，これを追認の意思表示と評価することはできない（被告）。

5 請求原因6は争う。

第3 抗弁事実（一部弁済）

1 明子は，平成9年9月30日，原告に対し，本件貸金に対する返済として50万円を弁済した。

2 関連事実

- ・ 明子は，多数の債権者から弁済を迫られていたので，平成9年8月ころ，債務を整理するため，自宅を売却した。明子は，上記売却代金の中から，原告に対し，本件弁済として50万円を持参して支払った。
- ・ 原告は，明子が上記弁済について領収証を求めたところ，「50万円を返したことは，連帯借用証書（甲1）に記載しておくから大丈夫だ。」などと言って領収証を書こうとはしなかった。そのため，明子は，欠かさずつけている日記帳に50万円を弁済したことを記載しておいた。

（以上，乙1，証人明子）

第4 予想される争点について

原告の主張する争点のほか，一部弁済の有無も争点になると考える。

第5 結論

上記のとおりであるから，原告の請求は，理由がない。

証 拠 方 法

1 乙1号証 日記帳

附 属 書 類

1 乙1号証の写し

1通

2 訴訟委任状

1通